

公告 第692号

組合規程の一部変更について

令和4年2月25日付SCSK健発第899号をもって、以下の規程の一部を変更することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、別添のとおり公告する。

令和4年3月3日

SCSK健康保険組合
理事長 小林 良成

■変更する規程

- ・各種保健指導実施規程

以上

各種保健指導実施規程

新旧条文対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、SCSK健康保険組合(以下「<u>当組合</u>」という)の被保険者および被扶養者が各種健康診査を受診後、保健指導の機会を与え、かつ奨励すること、<u>並びに医療機関への受診、再検査および精密検査の受診を勧奨</u>することで疾病予防および<u>重症化予防、並びに健康増進</u>に資することを目的とする。</p> <p>(保健指導の範囲)</p> <p>第2条 当組合が実施する保健指導の範囲は次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>糖尿病性腎症重症化予防プログラム</u></p> <p>(2) <u>糖尿病予防プログラム</u></p> <p>(3) 特定保健指導</p> <p>(4) メタボ予備群プログラム</p> <p>(5) <u>受療勧奨通知</u></p> <p>(6) <u>再検査および精密検査の受診勧奨通知</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 保健指導の対象者は<u>当組合</u>が保有する健康診査の結果から抽出するものとし、各保健指導開始時点で現に被保険者または被扶養者の資格を有し、かつ次の要件を満たしている者とする。</p> <p>(1) <u>糖尿病性腎症重症化予防プログラム</u></p> <p>① 被保険者・被扶養者共に年齢を問わず、<u>糖尿病の重症化予防が必要と判断された者</u>。</p> <p>② <u>糖尿病の重症化予防が必要な者の基準</u>については、顧問医に確認の上、毎年度見直しを行う。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、SCSK健康保険組合(以下「<u>組合</u>」という)の被保険者および被扶養者が各種健康診査を受診後、保健指導の<u>受診機会</u>を与え、かつ奨励し<u>疾病予防および健康増進</u>に資することを目的とする。</p> <p>(保健指導の範囲)</p> <p>第2条 組合が実施する保健指導の範囲は次のとおりとする。</p> <p>(1) 重症化予防プログラム</p> <p>(2) 特定保健指導</p> <p>(3) <u>メタボ予備群プログラム</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 保健指導の対象者は組合が保有する健康診査の結果から抽出するものとし、各保健指導開始時点で現に被保険者または被扶養者の資格を有し、かつ次の要件を満たしている者とする。</p> <p>(1) 重症化予防プログラム</p> <p>① 被保険者・被扶養者共に年齢を問わず、<u>糖尿病性腎症の予防が必要と判断された者</u>。</p> <p>② <u>糖尿病性腎症の予防が必要な者</u>については、顧問医に確認の上、毎年度見直しを行う。</p>

(2) 糖尿病予防プログラム

- ① 被保険者・被扶養者共に年齢を問わず、糖尿病の予防が必要と判断された者。
- ② 糖尿病の予防が必要な者の基準については、顧問医に確認の上、毎年度見直しを行う。

(3) 特定保健指導 「略」

(4) メタボ予備群プログラム

- ① 実施年度中に 40 歳未満になる被保険者・被扶養者が受診した健康診査の結果が特定保健指導の基準に該当した者。
- ② 実施年度中に 40～74 歳になる被保険者・被扶養者が受診した健康診査の結果が特定保健指導の基準には該当しないが、生活習慣の見直しが必要と判断された者。
- ③ ②の生活習慣の見直しが必要な者の基準については、顧問医に確認の上、毎年度見直しを行う。

(5) 受療勧奨通知

- ① 被保険者・被扶養者共に年齢を問わず、医療機関の受診が必要と判断された者。
- ② 医療機関の受診が必要な者の基準については、顧問医に確認の上、毎年度見直しを行う。

(6) 再検査および精密検査の受診勧奨通知

- ① 被保険者・被扶養者共に年齢を問わず、再検査および精密検査の受診が必要と判断された者。
- ② 再検査および精密検査の受診が必要な者の基準については、顧問医に確認の上、毎年度見直しを行う。

(2) 特定保健指導 「略」

(3) メタボ予備群プログラム

- ① 被保険者・被扶養者が受診した健康診査の結果、特定保健指導には該当しないが、生活習慣の見直しが必要と判断された者。
- ② 生活習慣の見直しが必要なものについては、顧問医に確認の上、毎年度見直しを行う。

<p>(実施内容)</p> <p>第4条 各保健指導は外部業者に委託し、委託先のプログラムに準じて実施するものとする。</p> <p>2 <u>各保健指導を委託する外部業者は、毎年度見直しを行うものとする。</u></p> <p>(費用負担)</p> <p>第5条 <u>各種保健指導の費用は全額当組合負担とする。</u></p> <p>2 <u>第2条(3)の特定保健指導は、ウェアラブル端末を使用したプログラムを実施できるものとする。</u> <u>ウェアラブル端末を使用する場合、参加者が端末費用の一部を負担するものとし、参加者が負担する額は毎年度取り決めるものとする。</u></p> <p>附則</p> <p>この規程は平成31年4月1日から施行する。 <u>この規程は令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(実施内容)</p> <p>第4条 各保健指導共に、外部業者に委託し、委託先のプログラムに準じて実施するものとする。</p> <p>2 <u>特定保健指導の参加者は、運動コースまたは食事コースのオプションを選択できるものとする。</u> <u>各コースの内容は、毎年度取り決めるものとする。</u></p> <p>3 <u>メタボ予備群プログラムは、運動コース並びに面談+食事コースを実施するものとし、参加者はいずれかのコースを選択できる。各コースの内容は、毎年度取り決めるものとする。</u></p> <p>(費用負担)</p> <p>第5条 <u>保健指導およびオプションコースの費用は全額当組合負担とする。</u></p> <p>2 <u>但し、特定保健指導のオプションのうち運動コース、並びにメタボ予備群プログラムの運動コースを選択した場合は、コースの確実な実施を図ることを目的にいったん費用の一部を参加者が負担するものとし、コースの完了を組合が確認した時点で参加者に還付するものとする。一部負担の額は毎年度取り決めるものとする。</u></p> <p>附則</p> <p>この規程正は平成31年4月1日から施行する。</p>
---	--